

○山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に必要なものに関する基準を定める条例施行規則

平成27年3月31日

規則第21号

改正 平成31年2月25日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例（平成26年山口市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び条例の例による。

(職員に係る基準)

第3条 条例第3条第1項各号に掲げる保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者及び主任介護支援専門員に準ずる者とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 保健師に準ずる者 高齢者に関する公衆衛生業務経験が1年以上あり、かつ、地域ケア、地域保健等に関する経験を有する看護師（准看護師を除く。）

(2) 社会福祉士に準ずる者 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者 ケアマネジメントリーダー養成研修（平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知による廃止前のケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修をいう。）を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者

第4条 条例第3条第2項の規則で定める地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね6,000人以上8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第3条第1項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第3条第1項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから2人
おおむね10,000人以上12,000人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第3条第1項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから3人
おおむね12,000人以上	専らその職務に従事する常勤の条例第3条第1項各号に掲げる者の全て及び

同項各号に掲げる者のうちから4人

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月25日規則第5号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。